

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者雇用開発助成金等)	事業開始 年度	昭和56年度	作成責任者		
担当部局庁	職業安定局	担当課室	雇用開発課	雇用開発課長		
会計区分	労働保険特別会計雇用勘定	上位政策	高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	雇用保険法第62条第1項第3号及び第5号、雇用保険法 施行規則第110条、雇用対策法第18条第6号、雇用対策 法施行令第2条第2号、雇用対策法施行規則第6条の2	関係する計 画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	高年齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るため、これらの者を、公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、特定就職困難者雇用開発助成金を支給することにより、就職困難者等の円滑な就職等を促進すること等を目的としている。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	①高年齢者や障害者などの就職困難者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う。(特定就職困難者雇用開発助成金) ②厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、雇用情勢が特に厳しい雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画(※)の対象者等(45歳以上60歳未満)を雇い入れる事業主(雇用維持等地域指定の場合は、当該地域に所在する事業主)に賃金相当額の一部の助成を行う。(緊急就職支援者雇用開発助成金) 詳細は別紙参照 ※ 雇用対策法に基づき、1ヶ月に30人以上の離職者が発生する場合に作成し、公共職業安定所に提出することとなっているもの。					
実施状況	①特定就職困難者雇用開発助成金平成21年度支給実績:91,762件 ②緊急就職支援者雇用開発助成金平成21年度支給実績:12件 (雇用維持等地域:夕張市(平成20年4月1日~平成21年3月31日))					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	29,440	25,067	62,213	36,947	37,323
	執行額	23,070	23,439	27,198		
	執行率	78.4%	93.5%	43.7%		
	総事業費(執行ベース)	23,070	23,439	27,198		
自己点検	支出先・ 使途の把握 水準・ 状況	支給要件を満たす事業主に支給。 支給事務を行う都道府県労働局から毎月報告を受け、詳細な状況を迅速に把握している。				
	見直しの 余地	平成22年度以降においても、制度周知の徹底による活用の促進を図るとともに、平成23年度予算概算要求においては、最近の実績に基づいて積算を行い、より適正な予算規模とする予定。				
予算 チーム 監視 の・ 所見 率化	概ね妥当であるが、引き続き予算の執行状況等に留意し、今後見直すべきところは予算に反映すべき。					
補 記						

※金額は平成21年度実績(見込み)

厚生労働省
27,319百万円

【予算示達】

A. 都道府県労働局
27,319百万円

【助成】

【助成】

B. 事業主
就職困難者の雇い入れに対する助成
91,762件・27,316百万円

C. 事業主
雇用情勢の厳しい地域における再就
職援助計画対象者の雇い入れ等に対
する助成
12件・3百万円

資金の流れ
(資金の受け取
り先が何を行っ
ているかについ
て補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。使途と費目の双方で実情が分かるように記載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	事業主に対する助成金	27,319			
計		27,319	計		0
B.事業主			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	賃金の定額助成	27,316			
計		27,316	計		0
C.事業主			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
助成金	賃金の定額助成	3			
計		3	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

特定求職者雇用開発助成金

(特定就職困難者雇用開発助成金)

高年齢者や障害者などの就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を行う。

○助成期間と助成額（平成21年2月6日以降の雇入れ）

対象労働者 (一般被保険者)	助成額		助成期間	
	大企業	中小企業	大企業	中小企業
①高年齢者（60歳以上65歳未満）、 母子家庭の母等 ※	50万円	90万円	1年	1年
②身体・知的障害者 ※	50万円	135万円	1年	1年6か月
③重度障害者等（重度障害者・精神 障害者・45歳以上の障害者） ※	100万円	240万円	1年6か月	2年
④高年齢者（60歳以上65歳未満）、 母子家庭の母等（短時間労働者）	30万円	60万円	1年	1年
⑤障害者（短時間労働者）	30万円	90万円	1年	1年6か月

※短時間労働者を除く

特定求職者雇用開発助成金

(緊急就職支援者雇用開発助成金)

①厚生労働大臣が「雇用に関する状況が全国的に悪化した」と認める場合や、②雇用維持等地域の指定が行われた場合に、再就職援助計画対象者等（45歳以上60歳未満）を雇い入れる事業主（②の場合は当該地域内に所在する事業主）に賃金相当額の一部の助成を行う。

○助成期間と助成額（平成21年2月6日以降の雇入れ）

対象労働者 (一般被保険者)	助成額		助成期間
	大企業	中小企業	
短時間労働者以外の一般被保険者	25万円	45万円	6ヵ月
短時間労働者	15万円	30万円	6ヵ月